資料３

# 第１１回
# 流水型ダム環境保全対策検討委員会

## 説明資料
## 【今後のスケジュール等について】

令和６年５月２１日

国土交通省 九州地方整備局 川辺川ダム砂防事務所

# 環境影響評価等のスケジュール（案）



〇川辺川の流水型ダムの環境影響評価については、これまで実施してきたダム関連の工事等による現地の状況も考慮しつつ、環境影響評価法に基づくものと同等の環境影響評価を実施している。

〇引き続き、評価レポートの国土交通大臣への送付を行い、国土交通大臣、環境大臣の意見をふまえた評価レポートの公表を行う。

〇また、環境影響評価の手続き後においても、更なる環境への影響の最小化に向け、継続的に環境調査を実施し、降雨予測技術の進展等、ダムに関係する周辺技術の情報収集に努め、ダムの施設等設計や試験湛水手法、ダムの運用等の検討を追求していき、環境保全措置等を実施したうえで、事後調査を実施し、必要に応じて対策を検討していく。

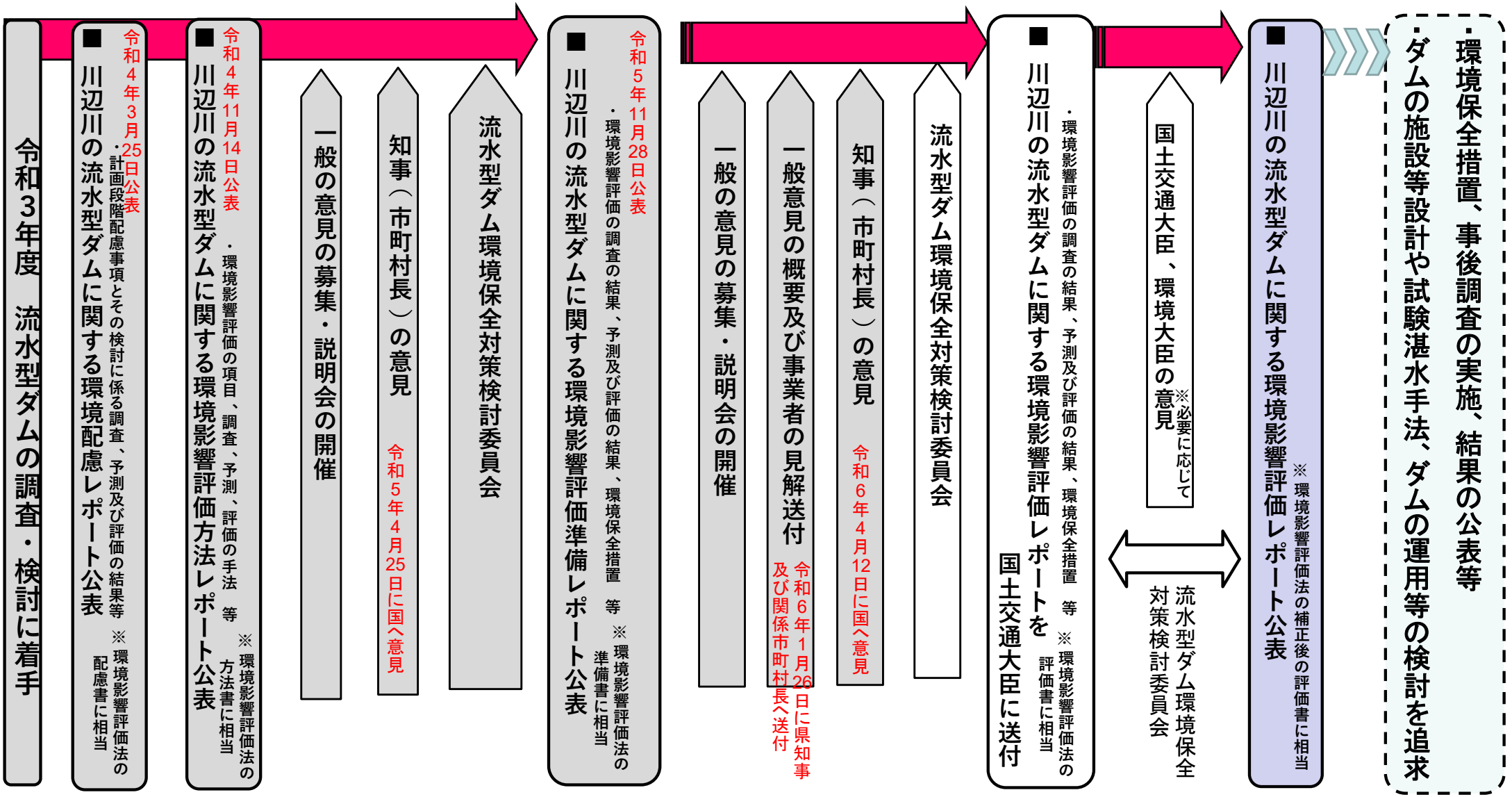

# 【参考】 環境影響の最小化に向けた技術的な検討の流れのイメージについて



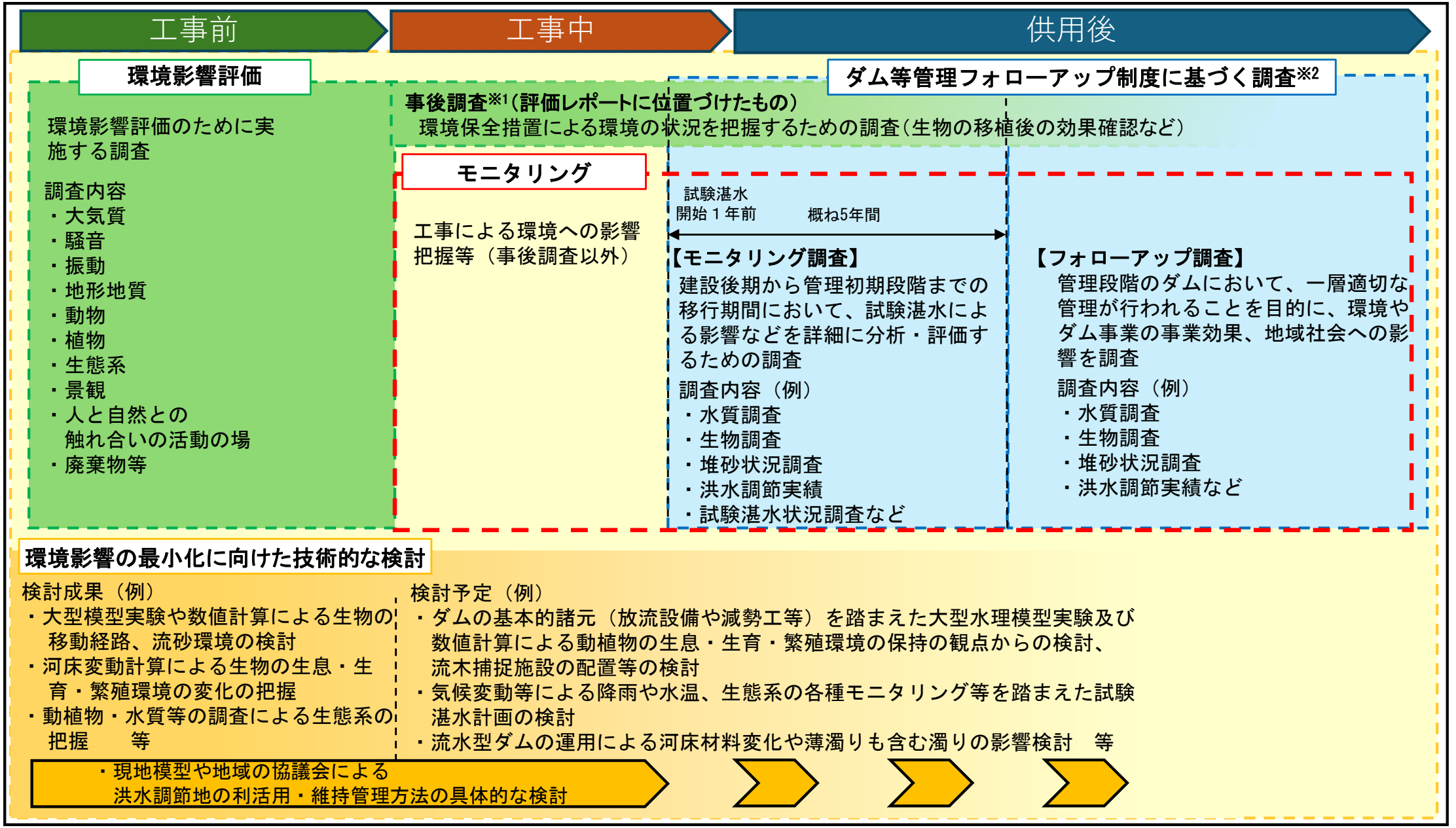


※1 環境影響評価の結果、環境保全措置および保全措置を実施する項目について、以下のいずれかの該当する場合において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときに、工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境の状況を把握するために実施する調査。（ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令　第32条）

一　予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合

二　効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合

三　工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする必要があると認められる場合

四　代償措置について、効果の不確実性の程度及び知見の充実の程度を勘案して事後調査が必要であると認められる場合

※2 ダムの適切な管理に資することを目的に試験湛水の１年前以降において実施する、ダム等管理フォローアップ制度に基づく調査。（平成14年7月24日　国土交通省河川局長通知）

# 【参考】 川辺川の流水型ダムの超大型水理模型実験



○令和4～5年度は、<u>約1/60の大型水理模型を用い、流水型ダムの放流設備等の構造</u>を検討。
○<u>令和6年度は、1/30の超大型水理模型を用い</u>、出水時の石や礫の疎通や堆積、平常時の水面の連続性の検証を行い、動植物の生息・生育・繁殖環境の保持の観点から、その最小化に向けた検討を引き続き実施。更に、流木捕捉施設の検討も行う。

## 超大型水理模型の再現範囲

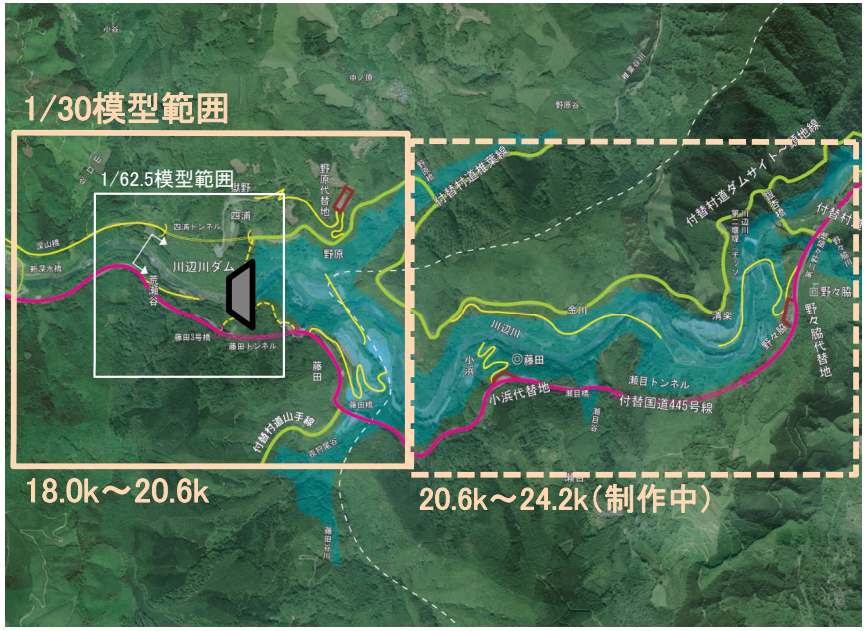


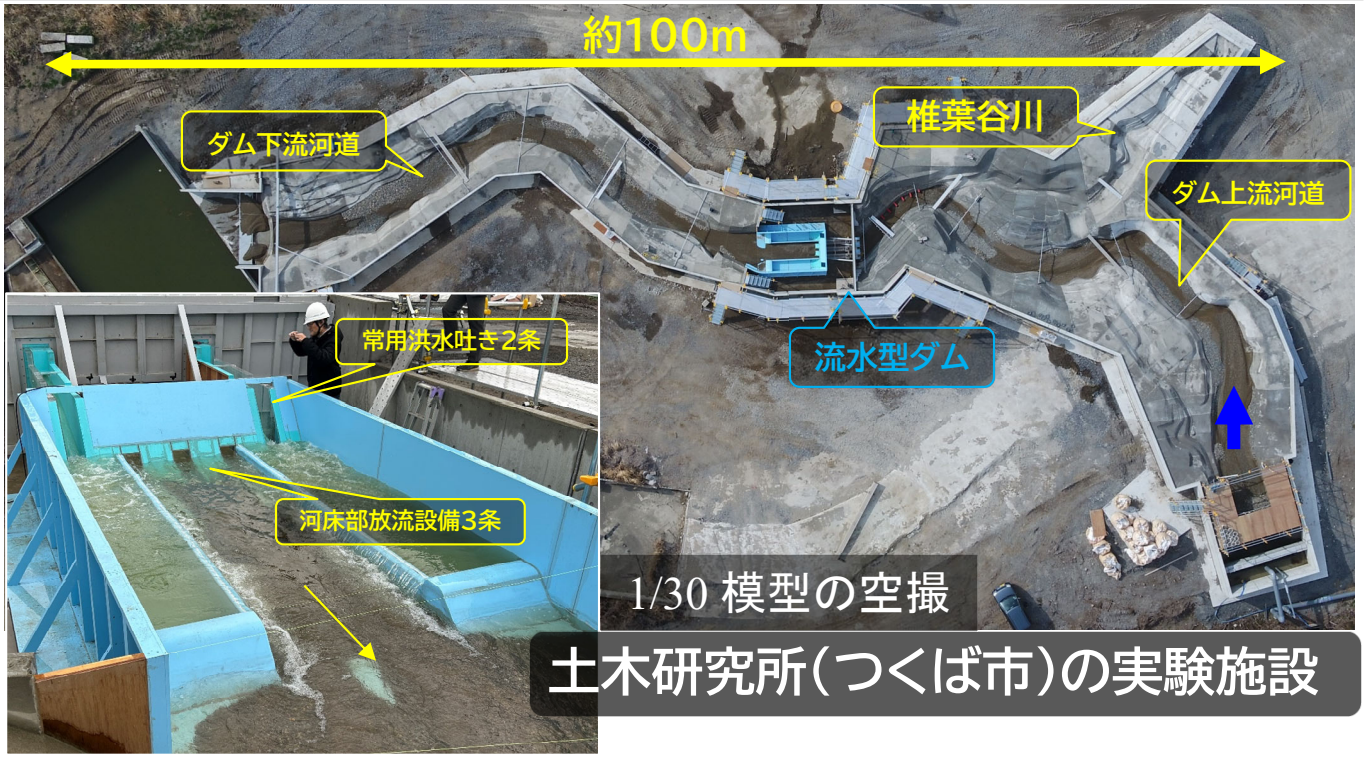


土木研究所（つくば市）の実験施設
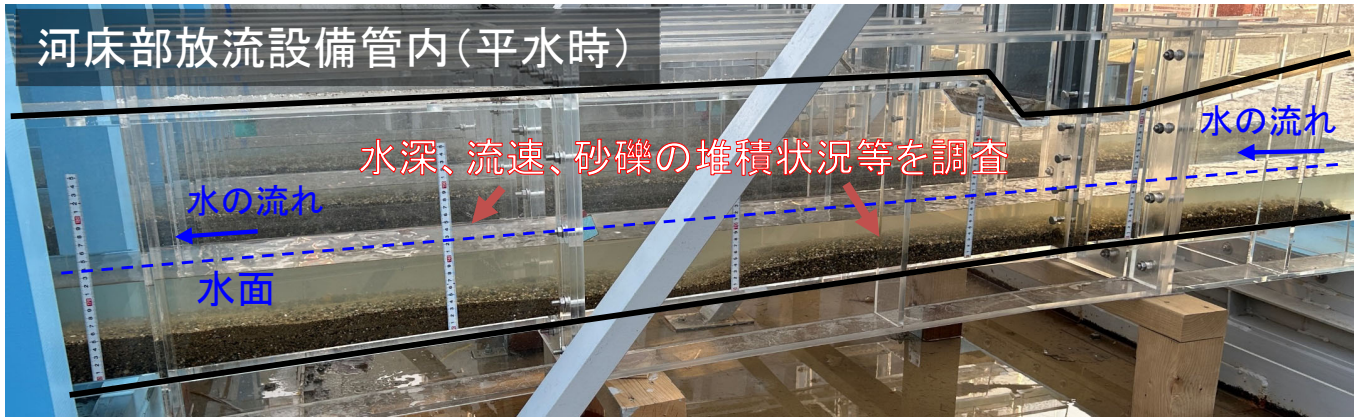
これまで実施した模型の動画はこちら